

商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version2.7」認定基準の軽微な改定について

1. 改定の経緯

繊維製品の基準「衣服」「家庭用繊維製品」「工業用繊維製品」では、主にリサイクル繊維を使用した製品を認定対象としている。このうち、今回の改定箇所である未利用繊維（コットンリッターおよび紡績時に発生する短繊維などからなる繊維）の基準配合率は原則10%以上（キュプラは70%）であるが、例外的に「家庭用繊維製品」における「毛布、タオル、バスマット及び関連製品」ならびに「工業用繊維製品」の対象となる全製品については、基準配合率は70%以上とされている。

現行基準の制定から6年以上が経過した今般、未利用繊維を使用した「毛布、タオル、バスマット及び関連製品」の普及状況等を踏まえ、基準値の見直しを行うこととした。

現在、市場に出回っている未利用繊維を使用した綿糸そのものの配合率は70%であり、これを使用してタオルを製造する場合、縦糸、緯糸、パイル糸の全てに未利用繊維の綿糸を使用しなければ基準配合率の70%を満足しない。業界団体等に意見聴取を行ったところ、強度や風合い(肌触り、ソフト感)などに多少の問題もあり、特に縦糸は強度に影響、パイル糸は風合い・仕上がりに影響するため使用しづらいとの意見が聞かれた。

一般的にタオルの縦×緯×パイル糸の比率は約20×20×60%であり、緯糸のみに使用した場合、未利用繊維の配合率は10%を超える程度となる。普及も踏まえて考えると、この水準が配合率の目途と考えられる。このため、タオルにおける未利用繊維の基準配合率を、他の一般繊維製品の基準配合率である「10%」に改定する。

2. 改定箇所(抜粋)

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

(2) 製品は、以下のa,b,cまたはdの要件のいずれかに適合すること。

- a. 製品全体の総質量（製品区分A「家庭用繊維製品、がん具及び人形」およびB「身の回り品」は繊維部分質量とし、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く）に占める未利用繊維、リサイクル繊維または廃植物繊維の質量割合が表2の基準配合率を満たすこと。（後略）

表 2. 繊維毎の製品全体の総質量に対する基準配合率

繊維の種類	基準配合率	
未利用繊維	10%以上 ・ キュプラ繊維を使用した製品の基準配合率は70%以上とする。 ・ 毛布 タオル、バスマット及び関連製品 の基準配合率は70%以上とし、反毛繊維を含めてよい。	
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上 ・ 毛布 タオル、バスマット及び関連製品 の基準配合率は70%以上とし、未利用繊維を含めてよい。
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上 樹脂量として再生 PET、再生 PE または再生 PP などが50%以上となること。
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上 モノマ量として再生モノマが50%以上となること。
	その他	50%以上
ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維を複合して使用する場合は、以下の計算式による配合率が、基準配合率50%を満たすこと。 $(A \times B + C \times D) / 100$ A = ケミカルリサイクル繊維材料の製品全体での比率 (%) B = ケミカルリサイクル繊維材料中の再生モノマ配合率 (%) C = ポリマーリサイクル繊維材料の製品全体での比率 (%) D = ポリマーリサイクル繊維材料中の再生樹脂配合率 (%)		
廃植物繊維	10%以上	

3. 改定予定日 2011年1月1日

以上